平成２６年（フ）第４３１号
埼玉県川越市下赤坂753番地13
破産者　有限会社正拓
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６８５号
東京都世田谷区宇奈根２－３－18川松方、住民票上の住所東京都八王子市天神町18番地１メゾン・ド・ノア天神町417号
破産者　吉澤江利子
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５９号
相模原市中央区松ヶ丘１－24
破産者　有限会社誠昇ライン
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２６５号
相模原市中央区陽光台１丁目17番２号
破産者　エイブルコンサルタント有限会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２１号
静岡市葵区伝馬町５番地の２リモーネ１Ｆ
破産者　有限会社ＮＡＴＵＲＡＬ・ＡＮＤ・ＲＨＹＴＨＭ
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４３号
名古屋市千種区東山元町６丁目12番地の１
破産者　株式会社セレネ
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１２号
名古屋市中区丸の内３丁目23番23号
破産者　有限会社舞華
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３００号
名古屋市東区矢田３丁目２番55号
破産者　ローテエンテ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０９号
滋賀県彦根市芹橋２丁目２番29号、開始決定時の住所滋賀県守山市下之郷２丁目11番11号
破産者　林　　豊彦
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５０号
大津市石山寺５丁目２番４号
破産者　ローランベル株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６５号
滋賀県野洲市行畑２丁目17番23号
破産者　山学株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６７号
京都市中京区室町通錦小路下る菊水鉾町576番地　ベラジオ四条烏丸Ⅱ401号
破産者　有限会社ケージー
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１９号
神戸市東灘区西岡本５丁目11番15号　西岡本ファイブ203号
破産者　焼き焼きまだん神戸深江店こと石原隆寛こと　康　　貴人
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
大分市大字馬場271番地の１
破産者　株式会社丸一酒店
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
鹿児島県志布志市志布志町安楽178番地
破産者　有限会社タイガー企画
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3633番地２
破産者　有限会社タイガー薬品
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
北海道帯広市西十二条南31丁目１番２号
破産者　株式会社ハートフルケアサービス
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
秋田市外旭川字三後田25番地の２
破産者　有限会社不二設備工業
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７号
富山県高岡市波岡281番地
破産者　佐野運送有限会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３３２号
石川県七尾市南藤橋町子部55番地
破産者　関軒建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４４２号
岐阜市常盤町５番地
破産者　大洞　重成
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４４３号
岐阜市常盤町５番地
破産者　大洞　千春
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所